Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［略］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

５　［略］

Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［同左］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］